

NEW

地域を支える組合員の経営継続を支援します。

経営継続補助金のご案内

応募締切日
7/13(月)
相談はお早めに！

令和2年度2次補正予算で新たに措置されました！

新型コロナウイルスの影響を克服するため
農業者が経営計画に基づいて取り組む事業継続を支援します。

【受付期間】第1回：令和2年6月29日(月)～7月13日(月)



【実施期間】5月14日(木)～令和2年12月31日(木)
※実施期間中に支出した経費が補助対象です。

経営計画の作成や取組をJA(支援機関)がサポートします！

(※支援機関の支援を受けながら取り組むことが補助の要件です)

対象者

農業を営む個人または法人（農事組合法人、株式会社等）
※常時使用する従業員数が20人以下であること

補助上限

150万円

(1)と(2)の合計

補助率：3／4 上限：100万円

(1) 経営計画に基づいて実施する経営維持の取組

- ①国内外の販路の回復・開拓、②事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換、③円滑な合意形成の促進など

※補助対象経費の1／6以上は、「接触機会を減らす生産・販売への転換」や「感染時の業務継続体制の構築」※詳細は裏面

補助率：定額 上限：50万円

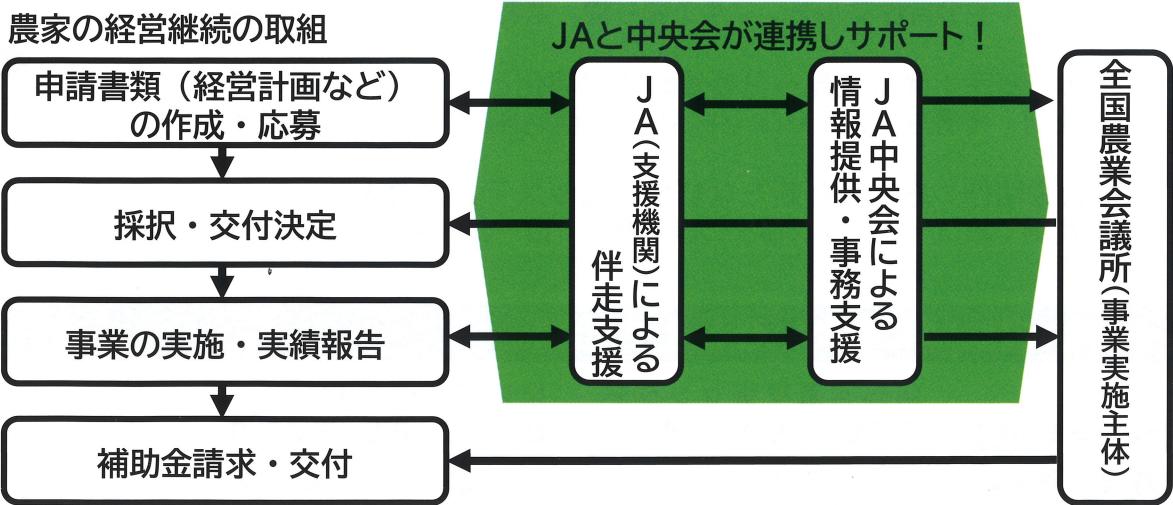
(2) (1)と併せて行う、事業継続に関するガイドライン等に基づく取組

- ・作業所、事務所、施設設備等の消毒の実施に必要な経費など

※生産部会や集落営農組織などで共同申請も可能

(150万円×参画する農業者の数、上限1,500万円)

【事業の流れ】





Q どのような農家が事業を利用できますか？

A 中小・家族経営や集落営農など幅広い方が、経営継続に向けた取組を行う際に活用できる補助金です。また、「支援機関」となる当JAから、計画作成・申請から採択後の実施まで伴走支援する旨の宣誓書（確認書）の交付を受けることが必要です。

Q 申請に関して、経営計画に成果目標を定める必要がありますか。また、目標が達成できない場合は、補助金の返還を求められますか？

A 成果目標は特に設定していません。なお、採択者に対して、補助事業完了後のフォローアップ調査を含め、取り組む事業とその効果等を把握するためのアンケート調査をすることがあります。

Q 申請の際にどんな書類が必要ですか？

A ①申請書、②経営計画書、③支援機関確認書、車両を購入する場合は「理由書」が必要です。この他、直近の確定申告書類（第一表、第二表、収支内訳書又は青色申告決算書）、新規就農者等は開業届けの添付が必要となります。提出書類については、申請者が個人か法人か、申請方法が単独か共同か等によって異なります。

Q 共同申請はどんな場合に活用できるのですか？また、その場合の補助上限はどうなりますか？

A JAの生産部会など産地でまとまった取組を行う場合や、集落営農組合などで共通の計画を持つ取組が想定されます。共同申請の場合、前項（1）の取組は1人あたり100万円以内で上限1,000万円、（2）の取組は1人あたり50万円以内で上限150万円、1申請あたりの補助上限は1,500万円となります。

【想定される活用例】

ケース①耕種：環境に優しい省力化技術と土づくりによる品質向上

経費例：生分解性マルチ、マルチ張り機、消毒機械（除菌剤の噴霧装置）の購入

ケース②畜産：発情発見～分娩管理の効率化と堆肥舎の整備

経費例：発情発見システム（牛温恵）、簡易堆肥舎の導入（設置費込み）

ケース③稲作：省力化と新たな経営管理システムの導入

経費例：鉄コーティング種子の直播機、ドローンの導入（操縦者の作業委託含む）



★詳しくはJAにお問い合わせください

【問い合わせ先】
JAくろべ

南部営農支援センター

0765-54-5450

北部営農支援センター

0765-54-0040

東部営農支援センター

0765-65-7220

営農指導課

0765-52-5615

JAくろべ